

国土交通省告示第千二百六十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十年十月二十一日

国土交通大臣 金子 一義

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道203号改築工事（巖木バイパス・佐賀県唐津市相知町長部田字下の谷地内から同市巖木町岩屋字屋敷田地内まで）

第3 起業地

- 1 収用の部分 佐賀県唐津市相知町長部田字下の谷、字千原、字城の浦及び字カコ岩、巖木町本山字金福谷、字明神山及び字椿の原並びに巖木町岩屋字野口及び字屋敷田地内
- 2 使用の部分 佐賀県唐津市相知町長部田字下の谷、字千原、字城の浦及び字カコ岩、巖木町本山字金福谷、字明神山及び字椿の原並びに巖木町岩屋字野口及び字屋敷田地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、佐賀県唐津市相知町長部田字下の谷地内から同市巖木町岩屋字屋敷田地内までの延長2.63km区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道203号改築工事（巖木バイパス）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に規定する一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされてお

り、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

得られる公共の利益

一般国道203号（以下「本路線」という。）は、唐津市を起点とし、佐賀県多久市及び小城市を経て、佐賀市に至る延長46.4kmの佐賀県内の主要都市を結ぶ主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、県都佐賀市と県内第二の都市である唐津市との間を往来する観光や物流等の通過交通と沿線地域住民の日常生活等による地域内交通とがふくそうしており、交通量が多いにもかかわらず、幅員が狭小な2車線の道路であることから、大型車相互の通行時には大幅な速度低下を招くなど、各所で交通混雑が発生している。また、市街地を通過する区間において、一部歩道が未設置の区間があるなど、交通事故が発生する危険性も高まっており、主要幹線道路としての機能が著しく低下している状況である。

平成17年度道路交通センサスによると、唐津市厳木町本山地内の現道では、自動車交通量が18,403台/日、混雑度は1.71となっている。

本件事業の完成により、現道の通過交通を分担し、地域内交通と通過交通とが分散され、現道の交通混雑の緩和が図られることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するものと認められる。

また、本件事業は、既に暫定にて供用を開始している厳木多久道路、東多久バイパス等と一体となり、地域高規格道路「佐賀唐津道路」の一端を担う事業であり、九州横断自動車道長崎大分線等へのアクセス性や物流等の交通の定時走行性を向上させ、佐賀市、唐津市をはじめとする本路線の沿線地域の連携の強化が図られることから、地域経済の発展にも寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象事業ではないため、起業者が平成16年9月に同法等に準じて、大気質、騒音及び振動に関して、環境影響評価を任意で実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足すると評価されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間の周辺の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）による国内希少野生動植物種であるハヤブサの営巣が確認されたため、起業者は、「猛禽類保護の進め方」（平成8年8月環境庁策定）に基づき生息状況等の調査を実施するとともに、学識経験者等からなる「巖木バイパス猛禽類調査保護検討委員会」を設置し、その指導及び助言を受けつつ、モニタリング調査等を実施しているほか、平成18年7月には、低騒音・低振動型機械による工事施工等、生息環境の保全措置を策定するなど、その生息環境に十分に留意しながら事業を進めることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、起業者は、佐賀県教育委員会との協議により必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の緩和及び自動車交通の定時性の確保等を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第3級の規格に基づき、バイパス方式により4車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業計画の決定に当たっては、長部田インターチェンジ（仮称）から岩屋インターチェンジまでの間のルート及び長部田インターチェンジ（仮称）のランプ部区間のルートについて、それぞれ3案による検討が行われている。

長部田インターチェンジ（仮称）から岩屋インターチェンジまでの間のルートについては、既存の集落を極力避けて本件区間を通過する申請案と、申請案の西側を通過し路線延長を極力短くするルート案及び先の2案よりさらに西側を一部トンネル構造にて通過することにより炭鉱の跡地を避けるルート案とを比較しており、その結果、申請案は、支障となる家屋数が最も少ないこと、橋梁等の構造物の施工延長が最も短く、事業費が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

長部田インターチェンジ（仮称）のランプ部区間のルートについては、現道沿線の集落を極力避けて現道と接続する申請案と、申請案の東側の丘陵地沿いを通過するルート案及びランプ部区間の延長を極力短くするルート案とを比較しており、その結果、申請案は、施工延長は最も長くなるものの、唐津市相知町の市街地と近接しており利便性に優れること、土量バランスがよく事業に要する期間が最も短くな

ること、事業費が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、唐津市長を会長とする「国道203号佐賀・唐津幹線道路整備促進期成会」等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。